

令和2年12月8日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午前10時00分 開議)

(出席議員 14名)

1番	表	谷	茂	浩
2番	中	谷	松	助
3番	福	田	晃	悦
4番	稲	岡	健	太郎
5番	南		正	紀
6番	寺	井		強
7番	堂	下	健	一
8番	南		政	夫
9番	越	後	敏	明
10番	田	中	正	文
11番	富	澤	軒	康
12番	櫻	井	俊	一
13番	林		一	夫
14番	久	木	拓	栄

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	小	泉	勝					
副	町	長	庄	田	義	則			
教	育	長	間	嶋	正	剛			
参		与	新	田	辰	巳			
総	務	課	長	濱	村	大			
富	来	支	所	長	関	田	勝	行	
企	画	財	政	課	長	山	下	光	雄
情	報	推	進	課	長	今	村	浩	一
税	務	課	長	岡	部			亮	
住	民	課	長	西				清	孝
健	康	福	祉	課	長	村	井		直
環	境	安	全	課	長	宮	下		隆

商工観光課長	荒川 仁
農林水産課長	大谷 清樹
まち整備課長	吉村 満
富来病院事務長	川畑 智
会計管理者(会計課長)	平井 清
学校教育課参事	徳楽 仁
生涯学習課課長	大畑 喜代志

(職務のために出席した者の職氏名)

議会議務局長	出崎 茂男
議会議務局参事	徳田 敦史
議会議務局主幹	坂上 大輔

(議事日程)

日程第 1 町長提出 議案第65号ないし第74号、第78号ないし第83号及び第85号ないし第98号並びに町政一般 (質疑、質問)

日程第 2 町長提出 議案第65号ないし第74号、第78号ないし第83号及び第85号ないし第98号並びに請願第 6 号及び第 7 号 (委員会付託)

(開 議)

寺井強議長 ただ今の出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

議会だより掲載のため、写真撮影を許可します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、新型コロナ対策として場内換気のため、適時休憩をいれますのでご了承ください。

日程第 1 町長提出 議案第65号ないし第74号、第78号ないし第83号及び第85号ないし第98号並びに町政一般 (質疑、質問)

寺井強議長 次に、町長から提出のありました、議案第65号ないし第74号、第78号ないし第83号及び第85号ないし第98号に対する質疑並びに、町政一般に対する質問を行います。

あらかじめ、発言時間について申し上げます。会議規則第56条第1項及び志賀町議会の議案質疑及び町政一般質問の運用に関する規程第9条の規定により、各議員の発言は、執行部側の答弁を含め概ね40分以内とします。

それでは、発言を許します。

3番 福田晃悦君。

福田晃悦議員 はい、議長。

おはようございます。3番 福田晃悦です。

ちょうど1年前の12月8日、中国武漢で最初の新型コロナウイルスの感染が確認されました。しかし中国当局は未だウイルスの武漢発生説を否定し、冷凍輸入食品に付着したウイルスのリスクを強調し、武漢では現在でも全量検査が行われております。

武漢市の衛生当局は今年6日、ブラジル産の冷凍豚肉などからウイルスが検出されたと発表し、中国の一部専門官は武漢の感染拡大は輸入された水産物によって引き起こされた可能性をも指摘しております。

しかしWHO世界保健機構は先月、発生源は中国とする見方を示しております。

日本ではコロナ禍は首都圏を中心に第3波の真ただ中と言えますが、「石川県は落ち着いているから」「能登にはあまりでていないから」といったフレーズがいい意味でも悪い意味でも会話の中に聞こえてくることがあります。

しかしワクチンが未だない状況は緊張感がピークだった今年の4月5月と何ら変わりはありません。今一度感染症予防徹底に努めて頂きますことをお願い申し上げます、私の一般質問に移らせていただきます。

まず、最初の質問です。結婚新生活支援事業についてです。内閣府は、2021年度から、新婚世帯を経済的に援助する結婚新生活支援事業を拡充する方針を明らかにしました。新聞などで「新婚生活費補助が60万円に倍増」といった見出しで報じられ、「行政からそんなにお金がもらえるのか」とも話題になりました。なにかと出費の多い結婚時に資金援助してもらえることはありがたいことであり、そのような制度は、使わなければ損とも言えます。

ただし、残念ながら、これは結婚したカップルが、全員もらえるお金ではありません。まず、これまでの現行制度の内容を説明いたしますと、対象世帯は夫婦ともに婚姻日の年齢が34歳以下かつ世帯所得が約340万円未満、補助対象は婚

姻に伴う住宅取得費用または家賃や敷金、礼金といった、住宅賃借費用、引っ越し費用、補助率は2分の1、補助上限額は1世帯当たり30万、国は15万円補助。わかりやすく言いますと、新生活支援とは、具体的には、新婚生活を営む住居の確保に必要な費用と、そこへの引っ越し費用を30万円を上限として補助するというので、例えば、関連するコストが60万円だった場合、上限の30万円が支給額ということになります。そして、この制度については、新たに発足した菅内閣が、来年度から次のように拡充することを以下のように明らかにしました。

対象世帯は夫婦ともに婚姻日の年齢が39歳以下かつ世帯所得が約400万円未満、補助上限額が1世帯当たり60万円、国は30万円補助を検討。なお、補助対象、補助率は現行のままであり、ひとことで言えば、晩婚化の現実も踏まえて年齢制限を緩和し、収入条件をも緩和して対象者の幅を広げるとともに、実際の支給額も引き上げを図り結婚しやすい環境の一助とするということです。

これらの制度が作られた背景には、最初に述べたように、深刻な少子化の進行があります。2019年の出生数は、ついに90万人を割り込み、合計特殊出生率、1人の女性が生涯に産む子どもの数も1.36という数字にとどまりました。一方で、結婚後の夫婦は2人程度の子どもをもうけていることから、とにかく結婚してもらおうことが、事態を打開する有効策であることは、間違いありません。

国立社会保障・人口問題研究所の調査で、結婚に踏み切れない理由として結婚資金と回答したのが、18歳から34歳の未婚男性では43.3パーセント、未婚女性の41.9パーセントに上るなど、未婚化の主たる原因が経済的なものであることは、明らかであります。また、内閣府が20代から30代の未婚および結婚3年以内の男女を対象にしたアンケートでも、結婚を希望する人に対して、行政に実施してほしい取組みについて、結婚や住宅に対する資金貸与や補助支援を挙げた人が、42.3パーセントに達しております。

さらに新型コロナウイルス禍で先行きが不透明な現況では、結婚を控える人にとって新居に伴う経費の軽減策はかなり助かるのではないのでしょうか。

ただし、その問題はその恩恵を享受できる新婚世帯に限られていることです。本支援を受けるには居住先の自治体が結婚新生活支援事業を実施していることが必要であり、石川県内では七尾、小松、羽咋の3市と川北、津幡、内灘、中能登の4町、富山県内では小矢部、射水の2市と上市、入善の2町にとどります。全

国ベースで見ますと、全体の 20 パーセントにも満たず、公平性にも問題があり、実効性のある少子化対策としていくには実施する自治体をもっと増やし、対象を広げることが求められております。

こうした一策は、たとえ小さくとも、各自治体が実施する少子化対策に加え、支援の厚みを増す取り組みを続け、結婚し子育てしやすい社会を前進させることが欠かせません。そして、結婚を望んでいる若者たちの経済的負担を軽減する支援策の拡充を打ち出し、少子化の主な原因といわれる晩婚化や未婚化に歯止めをかける決定打がないだけに、対策は地味であっても一つひとつ積み重ね、総合的に包括的に取り組んでいくべきと考えます。今、コロナ禍によって、地方への新しい光が射しつつある中、本町でも結婚新生活支援事業を取り入れるべきと考えますが町長のお考えをお聞かせください。

寺井強議長 山下企画財政課ふるさと創生室長。

山下光雄企画財政課ふるさと創生室長 福田議員の結婚新生活支援事業についてのご質問にお答えいたします。

結婚新生活支援事業については、結婚の意思がある未婚者が、結婚に踏み切れない主な要因として、経済的理由が多いことから、国が新婚世帯に対し、新生活にかかるコストを支援する自治体を対象に、平成28年度から支援額の一部を補助する制度としてスタートしました。補助対象世帯は、夫婦ともに34歳以下、かつ、世帯所得340万未満の新規に結婚した世帯で、補助率は2分の1、補助上限額は1世帯当たり30万円となっております。

しかしながら、補助要件が厳しく、対象となる世帯が少ないためなのか、議員がおっしゃるとおり、全国的に見ても、実施している自治体は少なく、20パーセントに満たない状況となっております。

本町でも、この事業を実施している近隣自治体の実態を調査したところ、申請件数が、年間1、2件程度という状況でありました。

このため、国では、令和3年度から対象となる要件を緩和し、補助率は同じく2分の1ですが、年齢39歳以下、かつ、世帯所得400万未満、1世帯当たりの上限額を60万円に拡充する方針となったものであります。

本町の結婚支援としては、いしかわ結婚支援センターと連携し、出会いの場の提供などを行っているほか、第2期総合戦略の基本目標である、結婚から子育てまで切れ目

のない総合的な支援として、出産祝い金交付事業や妊産婦医療費助成事業など、安心して結婚し、子育てができるための様々な支援を行っております。

また、現在は、移住者に限り、住宅の新築をはじめ、リフォームや家賃の助成なども行っていますが、このような既存の制度との調整を図ると共に、町内居住者にも支援を広げていく観点から、国の予算の動向を見ながら、新年度から事業を実施していきたいと考えております。

以上、福田議員のご質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 福田晃悦君。

福田晃悦議員 新年度から実施していただける考えを示していただき、たいへんありがとうございます。結婚給付金についてもいろいろなお話もありますけど、やはり、あの、都心部で60万円という金額、とやはり、地方での60万円という金額が、やはりあの、実質引っ越し費用、あとは敷金・礼金に関してもやっぱり地方で60万円という金額はやっぱり受け取る方の金額が非常にありがたいというか、たった60万円だけど、60万円ももらえるのか、という地方の声が非常に多いというふうに聞いておりますので、能登ナンバーワンの町を目指す本町としても取り組んでいただけるという事で、またあの、情報発信もたいへん必要になってくると思いますので、ちょっと成人式には早いかなと思うんですけど、また本町を出られた方とかにもまた本制度があるぞっていう情報発信の方もまた引き続きお願いできるよう、お願いいたします。

次の質問に移ります。新たな住宅地造成についてです。

新型コロナウイルスの影響で、首都圏から地方に移住を望む志向が高まり、石川、富山両県が都内に開設している相談センターへの問い合わせが、増加傾向を示しております。相談者の中には、複数県を候補に考える人もおり、地方間で移住者争奪戦がさらに熱を帯びて参りました。住みよさランキングで評価が高い北陸が選択されるエリアになるように、大都市圏へのアピールを一段と強める好機到来と言えます。

求人情報サイト運営会社の今春の調査では、首都圏に住む非正規労働者の6割が地方移住に興味を持っており、昨年と同調査より10ポイント高く、同社では新型コロナでテレワークが広がり、都市部にいなくても働けると考える人が増えたためと分析しているとのこと。

石川県のいしかわ移住UIターン相談センターでは、非常事態宣言解除後の6月以降、寄せられた転職、就職相談件数に回復の傾向が出ており、富山県の富山くらし・しごと支援センターでも、電話やメールでの相談が、前年を上回る伸びを見せております。他の都道府県でも同様の傾向が出ており、コロナ終息を見据え、移住を探る動きが活発化していることが伺えます。

北陸各地では市や町に直接問い合わせる人も増え、感染者ゼロの珠洲市の相談件数は去年の3倍近くになりました。人口減に悩む各自治体は、オンライン窓口を設けるなどと感染防止措置を図りながら、移住希望者へのアプローチを強めております。

移住を視野に入れながら、まずは働く場として地元の良さをアピールするところもあり、お隣の中能登町では、旅先で休暇を兼ね働くワーケーションの受け入れに向け、ツアーの造成などのモデル事業を実施するとのことでした。

富山県は、本社から離れたサテライトオフィスの県内誘致を促進するため、誘致に取り組む10市町の情報を発信するホームページやパンフレットを新たに作成予定とのことでした。

オンラインを活用しながら情報発信をして、丁寧に希望者の相談に向き合い、最終段階では現地の良さを肌で感じてもらうことが、移住成立の決め手となり、コロナ禍が呼び水ではあっても、地域の魅力を磨くことが基本であります。

本町では、若い世代の移住定住を促進するために整備を進めてきました住宅地「みらいとうぶ」については、平成30年度に全ての造成工事を終え、現在79区画のうち、Cブロック32区画は完売、Bブロック31区画は残り1区画、Aブロック16区画は残り3区画となり、約70世帯近い家族が居住する新しい住宅地が形成されました。現在、同地区で民間企業が宅地分譲を進めておりますが、最大498万円というみらいとうぶ奨励金は適用されません。

みらいとうぶについては、すばる幼稚園が2022年に隣接地に移転、開園予定であり、志賀小学校も目と鼻の先、安全な商業施設も立地し、移住者にとっては、これ以上ない好条件の住宅地です。これに、奨励金という強みを今後、将来的に継続させるためには、新たな造成は、将来の町の明るい展望の象徴となります。

今後、町でも更なる移住者の呼び込みの大きな受け皿となる魅力あるみらいとうぶの宅地分譲地の造成は必須と考えますが町長のお考えをお聞きします。

寺井強議長 小泉町長。

小泉勝町長 福田議員の新たな住宅地の造成についてのご質問にお答えいたします。

平成27年度から分譲を開始した、みらいとうぶの販売状況であります。全79区画のうち、75区画が売却済みで、残り4区画となっております。

奨励金制度の効果もあって、現在、町外から25世帯、57人が移住され、町内では、43世帯、187人の定住にもつながっており、移住または転出抑制により、人口減少の歯止めにも一定の成果があったものと考えております。

そして、このみらいとうぶの分譲により、民間企業が、みらいとうぶに隣接する土地を開発し、分譲を開始することにもつながっております。

ご質問の、新たな住宅地の造成についてであります。新型コロナウイルス感染拡大の懸念から、テレワークやリモートワーク等、遠隔地での働き方が普及し、それが追い風となり、地方への移住の関心が高まっているなど、需要が見込まれる状況でもあります。

町としても、この機会を逃すことなく、新たな用地を確保できましたら、住宅地を造成し、分譲を進めていく必要があると思っており、今後は、できるだけ早い時期に、事業が実施できるよう、取組みを進めていきたいと考えております。

以上、福田議員のご質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 福田晃悦君。

福田晃悦議員 はい、議長。

できるだけ早い時期にすすめていただけるということで。本日朝のニュースで政府が来年度から新たに省エネ住宅等を購入した際に最大100万分のポイントを付与するというニュースが出ておりました。NHKの方は省エネ住宅購入というふうに、そこをタイトルにうたっているんですけども、日経新聞に関しては地方移住の住宅購入で、というところを見出しにしているの、首都圏からの移住というところを、重きというか主題において、今日の新聞として掲載しておりました。今後、地方移住という流れは非常に進むかなと、いい機会であると思っておりますので、宅地分譲を早めに進めていただければと思っておりますのでよろしく申し上げます。

最後の質問です。いこいの村能登半島及び渤海の支援についてです。新型コロナウイルスの感染拡大による売り上げ低迷で、北陸でもホテル、旅館の営業停止

や経営破綻などが目立ち始めました。国の観光支援事業「GoToトラベル」の追い風を受け、客足は戻ってきていますが、全国的に感染拡大の兆しが見えたことで、先行きは再び不透明感が漂っております。

先月、事業停止し、自己破産申請の準備に入った加賀市の旅館「加賀八汐」の場合、社員、契約社員、パート従業員ら約30人に解雇通知が出されました。北陸三県で、コロナ禍を受け、温泉旅館が経営破綻したのは初めてのことで、自治体など関係機関は、従業員の再就職や破産の負の連鎖に陥らないように支援に手を尽くしていくべきであります。

地域への影響が大きいのは、都市型ホテルとしては富山県内で最も長い歴史を誇る富山第一ホテルの営業停止であり、富山市の中心に位置し、各種会合やイベント、披露宴などに利用されてきました。街なかに活気をもたらしてきた老舗ホテルが来年3月末で消えてしまうのは、地元にとっては大きなショックであったと想像できます。

ホテルを営業しております富山市の富山アメニティシステムは地上13階、地下1階の建物を当面、解体せず、周辺で浮上している再開発計画に加わる意向で富山城址公園を望む一等地に建つ大型物件だけに、県や市は再開発の動向を注視しております。

北陸新幹線の開業に合わせてホテルの開発ラッシュに沸いた金沢市でも状況は一変し、金沢駅前のホテル「ユニゾインエクスプレス金沢駅前」が、10月末で閉館しました。4月には全国でカプセルホテルを展開するファーストキャビンが自己破産し、ホテル「ファーストキャビン金沢百万石通」が閉館しております。

帝国データバンクによると、先月26日現在で新型コロナの影響を受けたホテル、旅館の倒産件数は67件、業種別では飲食店の116件に次いで多い数字です。富山第一ホテルの場合、今年1月から10月の売り上げは、主力の宴会部門が前年比約7割減、宿泊部門が4割減に及び、コロナ禍がホテル業界に及ぼした負の影響がいかに大きいかを物語る数字であります。

本町においても、今般のコロナウイルス感染症の影響で、入れ込み客が大幅に減少しているいこいの村能登半島及び渤海について、本定例会では貸付金額の減免や指定管理料の見直しが議案提出されました。事業者は、各種コロナ関連給付金申請、借入や固定費の抜本的な見直し等で、事業継続への対策に取り組み、企

業努力を尽くしておられると考えますが、今後のコロナ禍の長期化を見据えた、売上面を改善し、町民に利用を促す施策等の施設の賑わいを取り戻す対策を事業者と一体となり進めるべきと考えますが町長のお考えをお聞かせください。

寺井強議長 荒川商工観光課長。

荒川仁商工観光課長 はい、議長。

福田議員のいこいの村能登半島及び渤海の支援についてのご質問にお答えをいたします。

いこいの村能登半島及びシーサイドヴィラ渤海については、両施設とも、株式会社いこいの村能登半島が運営しておりますが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響で、入込み客が大幅に減少し、今年度の売上げは、9月末までの累計で、前年同期と比較して、大幅な減収となっております。

株式会社いこいの村能登半島では、役員報酬や従業員給料のカット、施設管理経費の抑制、新株発行による増資を行うと共に、新型コロナウイルス対策特別貸付の借入や雇用調整助成金といった各種コロナ関連の給付金等を受給するなど、様々な企業努力を行っているところであります。

しかしながら、団体客による宿泊・飲食・法要などを主な売上とする両施設では、新型コロナウイルス感染症による影響が大きく、事業継続が危ぶまれる状況となっております。

両施設は、本町の観光の核となる重要な宿泊施設であり、地域住民のイベントや会合、生活・娯楽に深く関わる町有施設でもあることから、施設運営を継続し、雇用の場を確保するため、今回、いこいの村能登半島については、令和2年度から令和4年度までの3年間、貸付金額の全額を減額し、シーサイドヴィラ渤海については、指定管理料を増額させていただくものであります。

議員が憂慮されているように、コロナ禍の長期化を見据えた場合、施設の賑わいを維持するには、地元客の利用促進が重要であり、町では、いこいの村だけではなく、新型コロナウイルス感染症によって、大きな影響を受けた観光・飲食業などの事業者を支援するため、プレミアム食事券・商品券の発行事業などを行い、町内消費の喚起に努めて参りました。

現在、国のGoToトラベル事業なども実施されており、町としては、国県の施策の動向も見ながら、今後も、町全体の経済の活性化や賑わいの回復を図るため、

必要な対策を検討していきたいと考えております。

以上、福田議員のご質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 福田晃悦君。

福田晃悦議員 ご答弁ありがとうございます。これまではプレミアム商品券の発行と国のG o t oトラベル、今、されてますけれども、商品券などに関しても期間が限られているってということと、新聞報道等出ていますが、G o t oトラベル、延長になりましたけれども、来年の5月ぐらいから縮小していくってことでありますので、事業者に関しましてもほんとに半年先までの見通しはあってもその後に関しては、またお客さんが戻ってくるかって見通しは難しいところがあると思いますので、厳しい状況に陥ってから動くのではなく、やっぱり先手先手で方法を転じていかないと、ちょっとたいへんなことになっても仕方ないので、また私もできるだけ、いこいの村さんを利用させてもらってますので、よろしくをお願いします。

以上で私の質問を終わります。

南正紀議員 議長。

寺井強議長 5番 南正紀君。

南正紀議員 5番 南正紀です。全国的に新型コロナウイルス感染症の拡大に歯止めがかからない中、本県におきましては比較的安定した状態が続いてはおりますが、町民の皆様方におかれましては、決して気を抜くことなく感染防止に努めていただきますよう、お願いをいたします。それでは、今定例会におきましては3点の質問をさせていただきます。

最初に民生委員に対する支援についてお聞きいたします。

先般、民生委員からの申し出により、議会と民生委員との意見交換会を実施しましたが、その際民生委員がいかに真剣に活動に取り組んでいるか、数々の問題点を抱えているかを痛感し、我々議会としてもその活動を後押しする必要があると、今回一般質問に取り上げをいたしました。

民生委員は、民生委員法に規定された非常勤の地方公務員であり、厚生労働大臣から委嘱され、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことで、社会福祉の増進に努めるものとされています。

また、児童福祉法により、民生委員は児童委員を兼ねることとされており、子

どもの見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事等に関する相談対応も職務の一つとして挙げられています。しかしながら近年、地域のつながりが希薄化し、ひきこもりや児童虐待などの課題が深刻化している中で、民生委員の活動は複雑化をしております。その一方で、社会状況の変化等により、民生委員の十分な活動が難しい局面もあり、民生委員が活動しやすい環境整備が求められているところであります。

そうした中、民生委員のなり手不足が深刻化しております。1997年からの20年間で、全国の民生委員の定数は21万1千547人から23万8千416人へと増加した一方、欠員率は増加にあるとされています。

こうした状況を受け、各自治体でなり手不足解消に向けた取り組みが行われています。大阪府では民生委員について若者に周知することを目的に、『民生委員・児童委員活動の見える化』プロジェクト」と題し、2016年から2018年にかけて大学生を対象にしたインターンシップ事業が行われたそうであり、このように、人材確保に向けた取り組みは急務であり、民生委員制度の周知と併せて、関係機関が連携し、より一層推進していく必要があると考えます。

しかし、なり手不足は簡単に解消するものではなく、多くの自治体において推薦基準の75歳未満よりも年齢を引き上げて選任していたことが明らかとなり、人手不足の影響から選任する対象年齢の範囲を広げざるを得なかったことが分かります。年齢の推薦基準に関しては、なり手不足解消に向けた試みとして、今後、元気な高齢者が増えることが予想されることから、現在の選任要件では、おおむね75歳という年齢制限はあるものの、地域の実情に応じ年齢引き上げの対応が可能であることを改めて地方自治体は認識すべきであるとの指摘もあるようです。

過日の意見交換会では、なり手不足はもとより郡部ゆえの問題点も山積しているとのことであります。高齢化が進む当町においては、高齢者独居老人の世帯が多く難聴者も多い。こうした場合、訪問して声をかけても気づいてもらえないケースが多く、安否確認が困難である。認知症気味の方を訪問すると、物がなくなつたとの疑いをかけられる恐れがある。老人福祉員との連携がうまく取れない等、様々な問題点が示されました。奉仕の精神で活動に取り組む民生委員へのより一層の支援と、なり手不足解消に向けた取り組みについて町長の見解をお聞か

してください。

寺井強議長 村井健康福祉課長。

村井直健康福祉課長 南議員の民生委員に対する支援についてのご質問にお答えいたします。

本町には、84名の民生委員・児童委員と4名の主任児童委員が、厚生労働大臣から委嘱をされており、その職務は、民生委員法及び児童福祉法に定められ、住民生活の困りごとや貧困などの相談、支援を主な役割とするほか、地域福祉活動、調査や実態把握、諸会議など、多岐にわたる活動を通して、町の福祉行政の推進に多大なご協力をいただいております。

こうした中で、委員のなり手不足についてですが、この問題は全国的な問題であり、本町においても高齢化や過疎化などによる地域の人材難が原因として挙げられます。

このため、国では、民生委員の年齢要件を、75歳未満の者を選任するよう努めることと規定する一方で、各自治体の弾力的運用も認めていますので、年齢要件を多少過ぎても、継続して委員を続けていただきたいと思います。

また、活動については、労務の軽減について協議し、活動補助金の交付を引き続き行いながら、支援をしていきます。

次に、高齢者の見守り事業や安否確認についてですが、高齢者や高齢世帯が増える中で、巡回等で委員の苦勞が多いことから、それを補完すべく、町は、社会福祉協議会に事業を委託し、対象者の近親者や、近所に住む方を老人福祉員として安否確認を依頼し、民生・児童委員と連携を図りながら、見守り事業を推進しています。

この老人福祉員は、全町で、延べ514名を委嘱しておりますが、一部の地区では、連携が密に図られていないところがあるので、社会福祉協議会を通じて、連携を密にとっていただきますよう、お願いをしていきます。

また、難聴の高齢者への対応についてですが、例えば、チラシや通知等を玄関先に置き、お伺いしたことや、またお伺いすることを伝え、面談時には、筆談で意思疎通を図ることや、介護を受けておられる方に対しては、ヘルパーやケアマネージャーが訪問する際に同行するなど、いろいろな方法が考えられます。

このようなことを、委員間でも、情報交換しながら議論していただければ、活動の活性化にもつながるのではないかと考えており、今後、民生委員・児童委員

協議会にこれらを提案していきたいと考えております。

そのほか、様々な課題や問題が委員活動の中であるわけですが、町では、民生・児童委員と介護事業所の介護支援専門員、そして地域包括支援センターの保健師による情報交換会を地区ごとに開催し、膝を突き合わせて、地区・地域での委員活動に関する課題や問題の解決に向けた協議を行っております。

民生委員・児童委員活動をめぐる全国的な問題解決のため、町としましても、時代に即した制度への改正や活動の弾力化が図られるよう、機会を通じて国等に求めていきたいと考えております。

以上、南正紀議員のご質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 南正紀君。

南正紀議員 はい。ご答弁ありがとうございます。是非とも手厚い支援を今後ともよろしくお願いを申し上げます。

続いて、行政の広報のあり方についてお聞きいたします。

自治体の広報には3つの役割があるとされていますが、1つ目の役割は地域住民に正しい情報を伝えることでもあります。自治体が地域住民に向けて発信する情報は、行政施策の情報や、社会生活に必要な情報、災害情報などの生命に関わる情報、財産に関わる情報など、多岐にわたります。どのような情報であっても、対象となる住民に確実に、そしてわかりやすく伝えることが重要です。これらの情報発信が、行政サービスの周知や利用促進、必要な手続きの遂行、必要な行動などを促すきっかけとなるのであります。

2つ目の役割は地域外の方に地域や自治体の魅力を伝えることでもあります。これまで自治体広報のメインターゲットは地域住民とされてきましたが、インターネットやSNSの普及により情報伝達手段が広がったことで、日本国内の他地域の方はもちろん、海外の方にも情報を発信することができます。他の地域の方に地域や自治体の魅力が伝わることで、移住者や企業誘致につながることもあります。また、観光客を獲得することにもつながり、結果的に自治体の収入増加やさまざまな分野の活性化にもつながります。広報は、自治体の行政とさまざまなコミュニティを繋ぐネットワークの中心に位置しているのであります。

3つ目の役割はステークホルダー同士を繋ぐということでもあります。ステークホルダー同士を繋ぐためには、まず地域の魅力がどこにあるのか整理することが

求められます。もし魅力が不足しているのであれば、まちづくりのためにさまざまな取り組みを実施していく必要があると考えます。これらの重要性を持つ広報活動に力を入れる自治体は増えてきているようではありますが、どのような広報活動が成果につながっているのかしっかり把握できている自治体はまだ少ないのが現状のようです。

広報活動は情報があるときだけ発信すればいいといった曖昧なものではなく、継続的に地域住民や地域外の方とコミュニケーションを測らなければ意味がありません。そのためには、必ず広報部門に情報が集まるような体制づくりや、自治体内に広報の役割を理解してもらう必要があります。自治体の広報PRでまず求められるのは、地域住民のニーズに寄り添った情報発信であります。広報活動に住民の目線をプラスすることで、一方的な情報発信ではなくなり、より住民の興味や関心が引ける広報活動を行うことができます。

さて、民生委員との意見交換会で出された意見であります。地域の避難所が災害時に確実に使用できるか不安である、最近自主防災組織の結成を積極的に推進していないのではないか等の発言がありました。当町の避難所は地域交流センターと富来活性化センターであり、災害の規模や状況に応じ各地区の避難所運営を行うという事がしっかりと周知されていないのではないかと感じました。タウンミーティングでのテーマにもなり、積極的に広報してきたはずですが十分な効果が発揮できていたのでしょうか。自主防災組織の件につきましては、年一度、志賀地区・富来地区各1か所で避難訓練を実施し、自主防災組織の立ち上げを推進している等、積極的な活動が残念ながら広く知られていないといった感があります。貴重な施策や活動が住民に上手く伝わっていない現状を感じましたが、行政の充実した広報の在り方について、町長の見解をお聞かせください。

寺井強議長 今村情報推進課長。

今村浩一情報推進課長 南正紀議員の行政の広報のあり方についてのご質問にお答えいたします。

災害時の対応等、住民の皆様への周知につきましては、平常時では、広報しか、町ホームページや各種団体への説明会などを開催し、防災に関する広報活動を行っているところであり、緊急時にあっては、防災行政無線やケーブルテレビ、町ホームページ等で情報発信をしているところでもあります。

今回、ご意見をいただきました民生委員・児童委員協議会の皆様には、昨年の協議会研修会の場に、担当課職員が出向いて、防災に関する研修及び意見交換をさせていただきました。

また、昨年のタウンミーティングでは、近年、自然災害が頻発していることを踏まえ、「台風や集中豪雨時における避難行動等について」をテーマとして、志賀地域、富来地域2会場で、各区長や民生・児童委員、防災・消防関係者、青年団等、各種団体の代表者にご参加いただき、開催したところでございます。

この中で、町からは、災害時には、自助、共助、公助が連携し、一体となることで、被害を最小限に抑え、早期の復旧、復興に繋がることや、町内各地域の自主防災組織の結成状況等について説明し、自主防災組織が結成されていない地域においては、結成にご協力くださるよう、環境安全課からお願いしたところでございます。

また、ご指摘のありました防災に関する広報については、広報しかに特集ページとして掲載したほか、ケーブルテレビにおいて、富来領家町区、大福寺区、堀松区で実施した自主防災訓練や土砂災害避難訓練の様子も放送してきたところであります。

さらに、今年度は、新型コロナウイルス感染症に配慮した災害時の避難方法等について、訓練時の様子を、ケーブルテレビで放送すると共に、町ホームページにも掲載して、周知を図っております。

災害時での対応や防災組織の推進等について、まだまだ周知が行き届いていないといったご指摘があったということでもありますので、今後とも、防災情報のみならず、各種行政情報につきまして、広報しかやケーブルテレビ、インターネットを活用した情報発信をはじめ、会議や研修会等を通して、町民の皆様が理解を深めていただけるよう、できるだけ分かりやすい方法で、周知に努めていきたいと考えております。

また、町では、伝達手段の更なる充実を図るため、現在、情報発信多重化システムの整備を進めており、これにより携帯電話やスマートフォンへの文字による伝達、固定電話のみの世帯へ自動発信により電話をかけ、情報を伝える機能・ファクシミリ送信など、災害時においても、様々な方法での情報伝達が可能となります。

このほか、ラインやフェイスブック、ツイッターなども活用し、情報発信をしていきたいと考えております。

以上、南正紀議員のご質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 南正紀君。

南正紀議員 はい。ご答弁ありがとうございます。私、議会広報の委員長をしておりますが、議会広報の委員会視察で、議会広報以外に行政広報の勉強もしたことがございます。志賀町の広報、たいへん非常に出来のよいものだと思っておりますが、やっぱり上には上がまだまだあるようなので、またそういったところで質も高めていただいて町民のみなさんに積極的に読んでいただく紙面づくりもまたよろしく願います。

最後にリモートによる教育についてお聞きをいたします。

2020年に入り、新型コロナウイルスが世界中に猛威を奮いましたが、その影響は凄まじく、それまで続いていた社会のあり方を一変させてしまう可能性があるほどの脅威となりました。我が国においては緊急事態宣言が出され、外出自粛の要請や、不要不急の外出ができなくなったことで、通学が止まり、通勤を制限する会社も出てきました。経済や教育は大きく停滞することとなり、対応策を講じることを余儀なくされたのであります。そして、そのような状況でも活動できるオンラインによる授業や勤務に注目が集まりました。しかしながら、元々我が国では、これまでオンライン授業を行う学校はそれほど多くなかったため、オンライン授業に関するノウハウがほとんどありません。文部科学省では、教育現場において一人一台のタブレット端末などの配布を目指し、2023年に向けて配備を開始したところでありますが、全国的には無線LANなどのインターネット設備を含め、まだまだ普及が進んでいない状況であります。通信機器や通信環境に莫大なコストを要するリモートによる教育につきましては、早期のノウハウの習得や児童生徒に対する適切な使用に際する教育の実施、操作方法の教育が求められます。

さて、先日の全員協議会におきまして、全ての児童生徒にタブレット端末が与えられることにより、リモート授業の習熟に取り組むとの説明がありました。先ずは校内で体験を重ね、翌年1月7日に自宅での実践を行うとのことですが、その際、自宅にWi-Fiが設置されていない家庭の子ども達においては、学校

に出向き行うとのことであります。コロナウイルス感染症が猛威を振るう現在、リモート授業は必要不可欠であります。家庭環境の違いにより教育の質に差が生じることがあってはなりません。いざ休校となった際に、少しでも多くの児童生徒が自宅での授業が受けられるよう、Wi-Fi 設置の推進のため児童生徒が在学している期間に限り、通信費の一部を助成する等の施策が講じられないでしょうか。加えて、せつかく全員に支給されるのであれば、家庭での宿題や、夏休みの課題等で活用する等、積極的な使用を求めますが、教育長のご答弁をお願いいたします。

寺井強議長 間嶋教育長。

間嶋正剛教育長 はい、議長。

南正紀議員のリモートによる教育についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、全国的に新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっており、再び緊急事態宣言が出されるのではないかとといった報道もなされるなど、予断を許さない状況となっております。

一方、文部科学大臣の発言もありましたが、春先のような臨時休校となる可能性は低いものと考えております。

しかし、万一の場合に備えた体制を作っておくことは、重要と考えております。

ご質問のリモートによる教育が、まさにその中核となる取組みであり、本町では、7月以降、オンライン学習プロジェクトチームを組織し、協議を重ねてきました。

また、11月から、1人1台のタブレット端末が整備されたことから、教職員への研修等にも取り組んで参りました。

保護者あてには、10月初旬に文書により、各学校において、1人1台の端末の整備が進んでいること、オンライン授業の試行を予定していることを周知すると共に、インターネット環境が整っていない家庭に対しましては、この機会に整備を検討していただきたい旨の依頼を行ったところです。

現在は、各学校において、児童生徒がタブレット端末に触れる機会が増加し、その扱いにも少しずつ慣れて参りました。

今月末には冬季休業に入りますので、この期間中に、万一の場合を想定

したオンライン授業の試行を実施することとし、現在、準備を進めております。

また、本町児童生徒の家庭におけるWi-Fi環境の整備状況を正確につかむとともに、整備されていない家庭につきましては、引き続き、整備について、検討していただくこととしております。

したがいまして、当面は、この整備状況やオンライン授業の試行の結果等を確認しながら、今後必要な対策等について、検討していきたいと考えております。

また、家庭での宿題や夏休み等の課題等に活用するために、タブレット端末を持ち帰りすることにつきましては、現段階では、考えておりませんが、今後の国や県の動向、各学校での活用の進捗状況を見ながら、併せて、検討していきたいと考えております。

以上、南正紀議員のご質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 南正紀君。

南正紀議員 はい。ご答弁ありがとうございました。たしかに全国的な臨時休校というのは可能性としては非常に低いのかもかもしれませんが、感染症の子どもが出た場合には臨時休校をせざるを得ないわけですし、そうした時に即座に使いこなせるようにしっかりとした準備をお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

寺井強議長 7番 堂下健一君。

堂下健一議員 はい、議長。おはようございます。

私の方から4点にわたり質問していきたいと思っております。

まず最初にG o T o トラベル利用の志賀町での利用実績はいかほどであったのかを聞きます。7月22日にスタートしたG o t o トラベルですが、最新情報では11月15日現在で延べ5千260万人が宿泊利用となっています。さらに延長し、来年6月末までとするようですが、大手事業者に恩恵が偏っているという批判に対し、中小旅行者や観光需要の回復が遅れている地域にも旅行を促す仕組みを検討するとあります。

8月、9月、10月と月に一度、兼六園近辺に出かけることがありましたが、月を追うごとに兼六園周辺の人出が増えてきていることを実感してきました。10月には、どこから来たのかはわかりませんが団体客も多く、見かけることができました。

さて、問題は志賀町への町外からの観光客の出入りですが、宿泊者数も含めてどのくらいの利用実績があったのかをお聞きします。

また、G o T o トラベルで期待していたような効果があったのかも、お聞きします。

新型コロナウイルスはここへきて第3波と呼ばれるほど猛威を奮っており、感染者を拡大させたのは、政府によるG o T o キャンペーンともいわれています。医師会や医療関係者からも医療崩壊があり得るので、キャンペーンの一時中断をという発言が相次いでいますが、昨今の感染拡大状況に対する町長の見解がありましたら、ご披露ください。

寺井強議長 荒川商工観光課長。

荒川仁商工観光課長 堂下議員のG o T o トラベルの利用実績についてのご質問にお答えをいたします。

観光庁では、G o T o トラベルの利用実績について、市区町村ごとの集計はしておらず、本町の利用者数については把握できませんが、G o T o トラベル対象宿泊施設に登録をしている15施設から、直接、聞き取り調査を行ったところ、回答が得られた14施設の11月末時点での利用実績は、3万712人ということでありました。

新型コロナウイルス感染拡大の影響が甚大であった、ゴールデンウィーク時期から見れば、本町の対象宿泊施設では、入込客数が大幅に回復しているということであり、一部の施設では、宿泊客の95パーセント以上が、本事業を利用しているともお聞きしております。

このことから、G o T o トラベル事業は、入込客数や地域経済活動の回復に、一定の効果があったものと考えております。

議員ご指摘のように、現在、新型コロナウイルス感染の再拡大が懸念をされているところでありますが、今後のG o T o キャンペーンの取り扱いに関しては、国や県の動向を注視していきたいと考えております。

なお、対象宿泊施設では、国が示す感染症対策が十分に取られていると認識しておりますが、現在、全国的に感染者数が増加しているところであり、町としても、さらなる感染防止対策の徹底に努めるよう、注意喚起をして参ります。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。

ただ今、今回の利用実績があったわけですが、昨年と同じ期間といえますか比較してどうなのかっていうのがちょっとわからないものですからその辺わかりましたらお願いしたいと思います。

それとですね、これは昨晚のニュースなのですが、実は在日米軍が司令部より関東近辺にはもう軍人は出入り禁止だと、飲み食いは特にですし、一般の在日のアメリカ人に対してもなるべく自粛してほしいという通達がでているそうです。わたしもちょっとホームページとか見てみましても、あまりにも膨大なものですから今朝までに探しきれなかったものですから、おそらくフェイクニュース、記事ではなく、公式フェイスブックによるニュースということで、新聞社がとりあげてましたのでおそらく正確な情報だと思います。

そういうことを考えてみますと、10年前の、やがて10年前になりますけれども福島原発事故におきましてもやっぱりアメリカはいち早くそういった意味では関東圏のみなさんに対する注意を出していたと思うんですね。そういった意味におきましては今回も政府の言っていることと海外からの目っていうのはかなり違うこと、厳しい目でみているなという気がしました。ですから今後G o T oキャンペーンによる、このままでいくとG o T oキャンペーンによる利用者っていうのは見込めないんじゃないかと思えますけれどもその辺も含めましてお願いしたいと思います。

寺井強議長 荒川商工観光課長。

荒川仁商工観光課長 堂下議員の再質問にお答えをいたします。

まず、宿泊者数ですけれども、昨年度は26万3000人の方が本町で宿泊をされております。先ほどもお答えいたしましたが、3万人を超える方がG o T oキャンペーンを利用して本町で宿泊されているというふうなことになります。

また、現在コロナウイルス感染の再拡大が懸念をされているところではありますが、今後のG o T oキャンペーンの取扱いに関しては、国や県の動向を注視していきたいと考えております。また、町としては対象事業者に感染症対策を十分とるよう注意喚起をしながらさらなる感染防止対策の徹底を呼び掛けて参ります。

以上、堂下議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

寺井強議長 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。

昨年の実績をみますとたいへん厳しい状況であることがよくわかりました。

それでは次の質問に移ります。

中小企業の再編淘汰が推進されようとしていますが、町の経済環境に与える影響をどのように分析しているのかを聞くものです。

若干お断りしておきますが、12月1日に政府は成長戦略会議を開き、成長戦略の実行計画を決定したとあります。その中で、中小を手厚く支援してきた政策を修正し、統廃合を促す姿勢を示す一方、淘汰を目的とするものではないと言い訳もしています。この成長戦略会議の前に私の質問は出されていますことをお断りしておきます。

国内企業の9割以上、雇用の7割以上を占める中小企業について、菅政権はその再編を打ち出し、その淘汰を叫ぶデービッド・アトキンソン氏を政権の成長戦略会議のメンバーに迎え入れています。アトキンソン氏は「中小企業の数を現在の半分以下、160万社程度に減らすべきだ。中小企業の産業構造が問題」だとも発言しています。

また、7月21日の日経新聞では「政府は成長戦略で中小企業の維持を狙った従来目標を見直す。統廃合を含めて新陳代謝を促し、全体の生産性向上をめざす方針に改める」と報道しています。

志賀町も含めまして多くの地方自治体には、大企業よりもむしろ中小企業が圧倒的に多く、政府の方針が今後実施されてきますと、地域経済が崩壊しかねる事態となり地方自治体にも大きな混乱をもたらすこととなりましょう。

政府のこれまでの中小企業維持から中小企業再編淘汰へと政策変更しようとするわけですが、町はこの事態、国の方針転換をどのように分析し、対応をしていくのかをお聞かせください。

寺井強議長 小泉町長。

小泉町長 堂下議員の中小企業の再編淘汰が町の経済環境に与える影響についてのご質問にお答えをいたします。

日本の中小企業は、現在、小規模事業者を含め、約359万の事業所があり、企業数全体の99.7パーセントを、また、雇用者数では7割を占めるとされており、本町にお

いても、ほとんどの企業が、中小企業に属する状況であります。

労働生産性に関しては、一般的に、企業規模が小さくなるほど、生産性が下がるとも言われておりますが、中小企業も大企業も含めた日本全体で、その生産性の向上を図る必要があることは、有識者の間でも、意見の一致するところであります。

しかしながら、中小企業でも、大企業より労働生産性の高い企業も存在することから、業種・業態によって、生産性は異なるものであり、今後は、規模の大小を問わず、それぞれの企業が持つ強みをいかに伸ばすかという視点が重要であると言われております。

今ほど議員の質問の中にもありましたけれども、先般の政府成長戦略会議において取りまとめられた実行計画では、中小企業政策は、統廃合を促す一方で、淘汰を目的とするものではないことが明記されており、ポストコロナを見据え、企業の規模拡大に対する税制優遇や、補助金・金融支援等を行うことで、経営基盤の強化を図り、中小企業から中堅企業への成長を促し、世界規模での競争力のある企業を増やすことを目的としていると認識しております。

中小企業が多く立地する本町の経済環境に密接に関係することでもあり、町としては、地元企業を熟知している商工会とも連携を密にしながら、今後、国の政策や県の動向に注視していきたいと考えております。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 堂下健一君。

堂下健一議員 今ほど答弁ありましたけれども、要するに中小企業、中堅企業から成長を促していくということでもありますけれども、すべての膨大な数の中小企業ですからそういう波に乗ってうまく成長できる企業もあるでしょうし、またそれに取り残される企業も必ずあると思います。農家で言えば小規模農家を大規模農家にするといった形になってきましたけれども、それで農業が発展を遂げたかというもまた全然別な問題でありますので、それはそれとしてやる面と、必ず落ちこぼれると言いますか、再編から外れる企業もあると思います。そういった企業に対するやっぱり手厚い保護といいますか、行政としても十分目を行き届かせていかないと今のような不況の時代にそういうことをやられますとおそらく多くの企業が残念ながら倒産していくような運命にあると、これはもう安倍政

権のときのブレーンでもありましたけど、本田さんという人がそういうことを述べております。

ですから、政府の中でも中小企業のことを考えている議員と大規模だけでやっ
て行けという議員の中で熾烈な論争があると思いますので、これは本当に注視し
ながら地域の経済をどうやって守っていくかということに最大の注意を払ってほ
しいと思います。

続きまして、3点目に進みます。生活困窮者が激増しているという報告が出て
いおりますが志賀町での実態をお聞きします。

石川県内で生活福祉資金貸与制度を利用する人が急増し、11月13日現在で申
請件数は前年度の62倍で1万2千件余りとなり、リーマンショック時を大幅に
超えていると報道されています。

そこで、町内での生活福祉資金の利用状況をまずお聞きします。

コロナ禍の当初より、年末に向けて企業の倒産や人員整理、解雇、雇止めが増
加するだろうと多くの識者が指摘し報道されてきました。そのことが現実となっ
て表れてきていると思います。すでに、新聞でも大手企業の人員整理が報道され
ています。

このような時代ですから、再就職は難しく、失業と同時に生活困難が襲うこと
が予測されます。新型コロナの感染が長期化すればするほど、町内の企業にも影
響を及ぼしてくるだろと予測されます。町としても、当然対応策は練っている
と思いますが、企業と社会的弱者に対する対応策をお聞かせください。

寺井強議長 荒川商工観光課長。

荒川仁商工観光課長 はい、議長。

堂下議員の生活困窮者の実態についてのご質問のうち、町内企業への影響につい
てお答えをいたします。

ハローワーク羽咋管内では、新型コロナウイルス感染症の影響前の昨年10月に
おける有効求人倍率は、1.51倍で、本年10月の有効求人倍率は、1.19倍となっ
ており、企業の求人活動は、やや鈍化の傾向が見られます。

しかしながら、求職者数は、昨年10月以降、月700人前後で推移をしており、
現段階では、新型コロナウイルス感染症による顕著な影響は、表れていない
と伺っております。

また、町内企業においては、回復が足踏みしている業種があるものの、自動車関連等では、回復の兆しが見られている状況であります。

このように、コロナ禍であっても、業種によっては、依然として求人倍率が高止まりしているのが現状であり、町では、求人倍率の高い業種の企業と求職者のマッチング機会を設けることで、企業と失業者の支援を行っていきます。

今月5日にも、羽咋市と合同で、企業合同就職面接会を開催したところ、町内企業13社と羽咋市の企業7社が参加され、65人の方に来場していただきました。

町としては、今後も、企業における雇用の維持を図るため、国や県などの支援策等も利用しながら、企業・失業者対策に努めて参ります。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 村井健康福祉課長。

村井直健康福祉課長 堂下議員の生活困窮者の実態についてのご質問のうち、社会的弱者への対応策についてお答えをいたします。

生活福祉資金貸付制度は、低所得者等に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とするものですが、今回、新型コロナウイルス感染症対策拡大分として、貸付対象世帯を低所得世帯以外に拡大する特例貸付が創設されました。

受付相談窓口は、社会福祉協議会が行っており、11月末現在の本町での状況ですが、問合せ件数が55件、うち申請件数が28件、そのうち貸付決定が27件、取下げが1件であり、貸付金額は、合計で742万円との報告を受けております。

ちなみに、10月、11月の相談件数は、各1件と少なくなっている旨の報告を受けております。

また、社会的弱者に対しましては、健康福祉課で相談窓口を設けておりますので、今後も引き続き、社会福祉協議会や石川県能登中部保健福祉センターとも連携をし、対応をしていきます。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。求人とかそういったことに対しましては、かなりいい状況であるというのはわかりました。問題は生活困窮者の実態なんですけども、一つだけ

ちょっと確認しておきたいと思います。

これは厚生労働省もわかっていたうえでの事だと言っていると思いますけども、年末年始にかけて仕事や住居を失う人が増える恐れがあるってことは国の厚生労働省自体が言っております。全国の自治体に対しては臨時の相談窓口をちゃんと開くなどして支援体制の確保を求める通知を出しているという事でもありますので、そういった対応を準備をしていると思いますけども、これは年末年始も相談に応じるということによろしいのでしょうか。

寺井強議長 村井健康福祉課長。

村井直健康福祉課長 ただ今の堂下議員の再質問にお答えをさせていただきます。

この生活困窮者の年末年始の対応につきましては、議員ご指摘のとおり、国の方から通知がすでに届いております。町ではこのお正月を境に年末年始休に入るところなんですけれども、日直者、そして宿直者に対しまして、その旨の連絡・相談等があった場合には健康福祉課の担当者につなぐよう、そのように連絡網を敷いて対応するという形をとっております。

以上、堂下議員の再質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。今ほどの答弁でわかりました。

続きまして最後の4番目の質問に移っていきたいと思います。

コロナ禍での原発防災訓練で避難の実効性は検証されたのかを聞きます。

8月に福井県、10月11日には川内原発、浜岡原発を除く全国の原発立地県で、6月に出された国の実施ガイドラインを念頭に入れた原子力防災訓練が実施されています。しかも、志賀原発以外はすべての県で例年より大幅に参加者を絞ってではありますが、住民参加の原子力防災訓練を実施し、課題の検証に取り組んでいます。

コロナ禍を理由に住民参加なし、参加機関・参加者の大幅削減という石川県の消極姿勢は際立っています。これではコロナ禍での原子力防災訓練を全うに評価し課題の検証をするには不十分であるとしか言いようがありません。

具体的に2点についてお伺いします。

コロナ禍での原発事故の避難ですが、3密に配慮すると避難先での避難場所の収容人数にも配慮しなければならず大幅な見直しが必要となると思います。これ

までの指定個所だけでいいのか、さらに必要となるのか。能登町や白山市と協議をしているのか。また、避難が長期化するような時は避難場所は、避難先自治体にとってもその施設は使えなくなる期間が長期化するわけですから不都合をきたすことになるようなことはないのかをお聞きします。

他県の例ではありますが、おおい町の避難先である兵庫県伊丹市と川西市では、コロナ禍では約2倍のスペースが必要となり、現在決められている避難場所では足りないことを認めております。また、具体的な検討はできていないということをお話しております。

次にバスの手配についてであります。8月に福井県で行われた訓練では、30人程度の避難に4台のバスが必要だったと報告されています。濃厚接触者1台、感染疑い1台、その他のもの用2台と割り振ったようです。となると、これまで準備したバスの数倍近い台数が必要となりますが、そのようなバスの手配は実際可能なかどうかを課題として挙げられるだけではなく、実際手配しなければ原発の防災計画は絵にかいた餅となります。今後人口減はあるとしても高齢化が増えますので益々バスを利用する避難者が増えることが予測されます。町ではそのシミュレーションも既にされていると思いますが、バスの手配は可能なのかお答えください。

いずれにしろ、このコロナ禍での避難は、被ばくの低減と感染対策の間には、多くの解決できそうにもない矛盾が山積しています。

11月29日行われた京都府での原子力防災訓練でも、京都府の危機管理部長は「原発事故はあってはならないが、100パーセント安全はあり得ない。万が一に備え、実効性を高めるため繰り返し訓練をすることが必要だ」と述べられています。原発事故は万が一の事態は絶対にあってはならないことは、福島原発事故が証明しています。

その点も鑑みての答弁をお願いし、質問を終わります。

寺井強議長 宮下環境安全課長。

宮下隆環境安全課長 はい、議長。

堂下議員の新型コロナ禍での原発防災訓練の実効性についてのご質問にお答え致します。

新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえ、感染症対策に万全を期すこと

が重要であるため、国から、災害時における感染症対策に関するガイドライン等が出され、この中で避難者の受付方法や、避難車両における対応等が示されたところでもあります。

このガイドライン等を踏まえ、先月22日に石川県原子力防災訓練が実施されました。

今回の訓練では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、住民参加による広域避難等は取り止めましたが、町職員が住民役として参加し、本町の総合武道館においては、避難所への受付時に検温や健康確認を行い、発熱症状のある人と、それ以外の人を健康状態に応じ、それぞれの専用スペースに分けるゾーニングを実施しました。

また、原子力発電所から30キロメートル圏外へ避難する際に行う、避難退域時検査が石川県立看護大学で実施され、発熱の症状がある人、濃厚接触者、それ以外の人で、検査場所を分散したほか、避難バス内においても座席距離を確保するなどの訓練を実施したところでもあります。

今回の訓練により、いくつかの課題も見出すことができました。

そのうち、避難先の収容人数につきましては、ソーシャルディスタンスの確保や、飛沫を防ぐための間仕切りの設置により、本来の収容人数から減少することが想定され、現在、対応策を検討しているところではありますが、今後、広域避難先への受け入れについて、十分な体制がとれるよう、県と協議していきたいと考えております。

また、避難バスについても、発熱症状があるなどの健康状態に応じて、車両を分け、バス内でも座席距離を確保する必要があるため、より多くの車両が必要となることが想定され、現在、県において、必要車両を確保するため、検討されていると聞いております。

今後も、こうした訓練を重ねていくことで、職員の知識と技能の習熟を図っていきます。

コロナ禍における災害時におきましては、住民の協力は不可欠であり、住民の皆様には、避難所の過密状態を防ぐため、避難所への避難だけでなく、可能な場合には、知人や親せき宅など、安全な場所への避難も検討していただくと共に、マスクの着用、手洗い、咳エチケット等、感染症対策の徹底のほか、必要物資の

備蓄など、日頃から災害に備えていただきますようお願い申し上げます。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。質問でも述べましたけども、全国各地で訓練されたわけで県といろんな相談するのはそれはそれで結構なことなんですけど、実際他県でやられたこともやっぱり新聞とか報道されていますので、またあの、市民グループは市民グループでその具体的に先ほどありましたように川西市とかそういったところと協議しています。実際に受け入れを本当にできるのかと含めてですね、してるわけですから、そういった情報も含めて検討しないとですね、例えば確かこれは福井県の例だったと思いますけど 400 名収容できる体育館を予定していたらしいんですが、実際 4 メーター、国の指導では 4 メーターですよ、2 メーターの通路を空けるといいますか、そういった感じでしていくと実際は 400 人収容できるところが 30 人しか利用できなかったという事も報告されております。ですからそういったこともシュミレーションとしてできるわけですので今日の答弁の中にももう少しその辺も入れておいてほしかったというのが現状であります。ですから事故は待ってくれませんので検討している間に起きる可能性もありますからそういうことはちゃんと常にこの情報を公開し、またその情報を仕入れながらしていくといいですか、例えば内閣府のホームページにもそれは出ております。国と協議したときに 4 メーターの囲い、そうすると最低 2 倍はいるということも内閣府のホームページにはでてますし、また新聞報道にもされてますので、ですからじゃあ実際志賀町からその能登町なり白山市に行ったときにはそういうことをやっぱり協議しなければならないわけですよ、していると思うんですけども、その辺もちょっと含めまして 1 回答えをお願いしたいと思います。

寺井強議長 宮下環境安全課長。

宮下隆環境安全課長 はい、議長。

堂下議員の再質問に答弁いたします。広域避難先への検討ですけれども、今後県と十分協議をしていきたいという風に考えておりますのでよろしくお願いたします。

寺井強議長 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。それではもう1点だけ質問していきたいと思います。町長、提案理由説明でもありましたけども、いわゆる緊急時の知人や親戚宅への避難を言っていましたけども、それはそれでたぶんそういうことを選ぶ人もいいと思います。そこで一番大きな問題となるのは、地域にもよりますが、ヨウ素剤の配布をどうするんだということが問題となってくると思いますので。おそらく検討されていないと思いますので、今回答を求めてもでないかと思いますのでこれはまた別の機会に譲りますが、そういった意味で避難するということはほんとにいろんな角度から検討していかないと今のこのような答弁ではですね、これはとてもじゃないが安心して暮らせないということになりますので、またそういった観点からもきちんとした計画を練ってほしいと思います。

以上を持ちまして私の質問を終わります。

寺井強議長 ここで場内換気のため暫時休憩します。

(10分間休憩)

(11:45再開)

寺井強議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

4番 稲岡健太郎君。

稲岡健太郎議員 4番稲岡です。本日12月8日はトラトラトラのパールハーバーとして有名な日だったかなと思うんですが、先ほどの質問にもありましたとおり、中国の武漢で世界で初めて新型コロナウイルスの感染者が発症したとされる日からちょうど1年という日だそうです。世界中を閉塞感が包み、まだ1年しか経っていないのかというのが今日のニュースを聞いたときの印象でした。現在日本は新型コロナウイルス感染症流行の第3波に見舞われている最中であり、未だ収束の見通しは立っておりません。本年2020年は春先の第1波に始まり、夏から秋にかけての第2波、そして今冬、今冬の第3波と最後までコロナ一色の1年だったかなと思います。その間に東京オリンピックの延期が決定し、各種大会、イベントの中止、外出旅行の自粛など世の中が大きく様変わりしました。そしてそのコロナ禍を機に、日本では新たな生活様式が提唱され、旧来の観光からデジタル化を進める流れ、いわゆるデジタルトランスフォーメーションが官民を問わず進められてきております。今後10年間デジタルトランスフォーメーションに本腰を入れて取り組み続けたか否かで企業あるいは自治体

の明暗ははっきりと分かれることになるとも言われております。そこでこのデジタルトランスフォーメーションを進めるうえで重要となる、ハンコレス・ペーパーレス・キャッシュレスの3点について質問をいたします。

最初にハンコレス化についてお聞きします。今年9月に河野太郎行政改革担当大臣が行政手続きにおける押印の廃止を打ち出し、それを受けて全国の自治体でも各種書類への脱ハンコが進められております。先月30日に開会した石川県議会でも谷本知事が行政手続きにおける押印については国の法令等に基づくもの以外は原則廃止したいと述べられ、石川県としても脱ハンコを目指すことが明らかにされました。そして県庁内に部局を横断したデジタル化推進室を新たに設置し、農業や教育などあらゆる分野でデジタル化に向けた取り組みを加速させる方針を示されました。

国や県に先立って加賀市では行政手続きをオンラインで行うシステムの導入を発表していましたし、金沢市でも行政手続きに必要な押印の廃止に向けて着手する方針を示し、現在開催中の金沢市議会に行政のオンライン化に関する条例案を提出しております。

そこで本町における書類等への押印見直しについての方向性をお聞かせください。

続いてペーパーレス化についてです。書類のペーパーレス化は先に質問したハンコレス化と同時に進めるべき取り組みでして、押印が不要になれば書類の電子化も容易になり、さらに電子申請等も導入しやすくなるなど、デメリットを大きく上回るメリットが見込まれます。

本年3月に策定された本町の第4次集中改革プランにおいてはICT、情報推進技術の有効活用が掲げられておりますが、その中で「マイナンバーカードを利用した住民サービスの向上について検討を進める」とありますが、ペーパーレス化については言及されておられません。本日の新聞報道で中能登町は、昨日の議会本会議でペーパーレス化を推進するため、町議と町職員用のタブレットの導入や庁舎内の通信環境整備を予算計上し、職員のテレワークの推進や脱押印に対応していくことを表明しています。

本町の行政におけるペーパーレス化の推進に向けての方針をお聞かせください。続いてキャッシュレス化についてお聞きします。昨年の12月議会で質問した際

に本町におけるキャッシュレス決済可能な手続きとして、ふるさと納税、富来病院の医療費支払いにクレジットカード決済が使える、また、町税・上下水道料金・住宅使用料・介護保険料・後期高齢者医療保険料・保育料について、スマホ決済が可能になっているとのことでした。答弁では、今後はコミュニティバスの利用料金についてもキャッシュレス決済の導入を検討し、行政サービスのキャッシュレス決済の拡大も検討を進めるとしていました。当時町長がキャッシュレス決済の数では県内でトップだとおっしゃっていたわけですが、今現在、志賀町ではキャッシュレス化が進んでいるという感は少なく、まだまだ窓口での現金決済が多い印象です。すでに口座引き落とし等になっているもの以外に、窓口での現金決済でキャッシュレス化をもっと導入していくべきではないでしょうか。新たな生活様式でも対面での現金の授受を避けるよう推奨しております。行政手続きにおけるキャッシュレス化について更なる普及を図るべきだと考えますが、今後の展望をお聞かせください。

寺井強議長 濱村総務課長。

濱村大総務課長 はい、議長。

稲岡議員のデジタルトランスフォーメーションについてのご質問にお答えいたします。

国の成長戦略会議の実行計画において、行政のIT化・デジタル化を進める取組み、国・地方を通じたデジタル基盤の標準化等の推進が示されました。

一般的に、デジタルトランスフォーメーションとは、デジタルによる変革を意味し、ITの進化に伴い、新たなサービスなどを展開することで、コストを削減し、働き方改革や社会そのものの変革につなげる施策を総称するものであります。

それでは、まず1点目の押印の廃止についてであります。

現在、国の方針では、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のみならず、業務そのもの見直しや効率化が図られ、行政サービスの効率的・効果的な提供に資することから、地方公共団体においても、書面規制、押印、対面規制の見直しに、積極的に取り組むことが望まれております。

また、石川県においても、先般11月30日に、国のデジタル化推進に関連し、行政手続きの押印を原則廃止する方針が示されたところでございます。

本町におきましては、国のガイドラインや県からの情報などを踏まえ、各課にお

いて、押印を求めるすべての手続きの洗い出し作業を進めているところであり、押印省略等の可否については、法令に基づくもの以外は、可能なものから順次見直しを進め、統一的な運用を図っていきたいと考えております。

次に、2点目のペーパーレス化についてであります。

現在、国県各市町からの情報提供や調査照会をはじめ、庁内各課への連絡・通知・情報共有などの内部事務や、職員の時間外勤務や休暇届などの庶務管理における申請・承認については、既にペーパーレス化されており、今後、外部からの電子申請などについても、システムの構築や制度・規程の見直しなど、所要の環境整備などを進め、行政事務の効率化・高度化を図っていきます。

次に、3点目のキャッシュレス化についてであります。

行政手続のキャッシュレス化については、全国の自治体で、取組みが進められており、本町においても、昨年第4回定例会で、答弁させていただきましたが、ふるさと納税や富来病院医療費のクレジットカード払い、加えて、町税や上下水道料金、介護保険料、保育料などは、一部のスマホ決済の利用が可能となっております。

今後も、各方面でキャッシュレス化が進展していくものと考えられますので、本町でも住民サービスの向上を念頭に、取り扱う公金の選定やシステム導入に係る初期費用、運用費用を十分に考慮し、キャッシュレス化を検討していきたいと考えております。

国は、デジタル技術で完結する社会を目標としており、今後、様々な行政手続のオンライン化など、行政サービス改革が進むと考えられる中で、矢継ぎ早に行うのではなく、それぞれの課題を検証しながら、国県の動向を踏まえ、取り組んでいきたいと考えております。

以上、稲岡議員のご質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 稲岡健太郎君。

稲岡健太郎議員 議長。ありがとうございます。1点再質問したいと思います。

デジタルトランスフォーメーション全般に係る再質問ですが、例えば石川県のデジタル化推進本部のように、本町の場合は例えばですが、情報推進課内にデジタルトランスフォーメーション推進室を設置するなど検討してはいかがでしょうか。このデジタルトランスフォーメーションを成功させるにはいくつかポイント

がありまして、一つはデジタルに精通している適任のリーダーを各部署に配置する、二つめは将来の労働力の変化を見据えて新しい働き方を導入し業務の効率化を図る、三つめはシステムの導入ありきではなく旧システムを見直しながら徐々に新体制に移行させる、先ほどの答弁のとおりですが、こういったポイントを押さえながらこのデジタル化の推進を進めていただきたいと思います。

先ほどの答弁にありましたシステムの構築を検討していくとのことですが、先般の新聞報道で自治体ごとにシステムが乱立している懸念があるとのことですが、国や県の動向を見据えながら進めていくという答弁ではありましたが、住民サービスは行政の都合と関係なく利便性を求めていくものでございますので、ぜひとも国や県の動向を見ながらも、早く早く早めにこういったサービス向上に向けてシステムの構築を進めていっていただきたいと思います。以上です。

寺井強議長 濱村総務課長。

濱村大総務課長 はい、議長。稲岡議員の再質問にお答えさせていただきます。今ほど情報推進課にデジタル推進室というようなご要望がございましたけども、国・県の動向を見ながら検討していきたいというふうに思っております。そして、今ほどご質問の中にですね、ハンコレス・ペーパーレス・キャッシュレスというものがございますけども、すべて一体的にやっていかなければならないことは重々わかっております。また先ほども申し上げましたけども、住民の方々の利便性を第一に考えていかなければならないというふうに思っておりますので、後退するのではなく前進するという意味で今後真剣に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

寺井強議長 稲岡健太郎君。

稲岡健太郎議員 ありがとうございます。私も声小さいとよく言われるのですが、今の課長の声ちょっと小さくてあまり聞こえなかったもので、次回からの答弁は元気よくお願いしたいと思います。

続いての質問に移ります。民生児童委員についての質問です。先ほど南正紀議員のほうからも質問がありましたが、一部重複する点をご容赦ください。

民生委員は児童委員も兼ねており、厚生労働省が委嘱する無報酬の地方公務員で任期は3年、全国に約23万人おり、本町では88名の方が活動していると聞いております。地域を支えるその活動は多岐にわたっており高齢者や障がい者などの

見守り訪問や情報提供、子育て世帯の相談相手や生活困窮者への支援の橋渡しなど様々な役割を担っておるのは先ほどの質問にもあったとおりです。制度発足から今年で103年となりますが、時代の移り変わりとともに、なり手不足や高齢化などの問題が顕在化してきているのが現状です。

そこで以下の2点について質問したいと思います。行政機関との連携についてお聞きします。先日行われた議会と民児協との懇談会の中では民生児童委員と行政機関との連携不足を感じる意見が多く聞かれました。人口減少が進む本町において、地域福祉の担い手である民生児童委員の果たすべき役割はより多様化・複雑化してきています。行政として職務内容の明確化や情報共有等のルール作りなど対応すべきことは多いと思いますが、より密な連携に向けた対策をどのように進めていくべきかお聞かせください。

次に今後のなり手不足についてです。全国的になり手不足が問題となってきたのは先ほどの質問にもありましたが、活動の負担軽減を図ったり、活動内容の周知徹底や活動費を増額する等、対策を打ち出している自治体もあります。民生児童委員の報酬は先ほど申し上げた通り、法律で無給と規定されておりますが、自治体を通じて交通費や通信費に相当する活動費が支給されております。財源は国からの交付税として一人当たり年間5万9000千円に加え、独自に上乘せする都道府県や市町村も多く、近年はこれを増額する動きが全国で見られます。ちなみに政令市では千葉市の年間11万4660円が最高額となっているそうです。本町としても何らかの対策を打ち出すべきだと考えますが、お考えをおきかせください。

寺井強議長 村井健康福祉課長。

村井直健康福祉課長 稲岡議員の民生・児童委員についてのご質問にお答えいたします。

まず、行政との連携についてですが、先程の南正紀議員への答弁でも申し上げましたが、町では、民生・児童委員と介護事業所の介護支援専門員、そして地域包括支援センターの保健師が集まり、地区ごとに情報交換会を開催して、地区・地域での委員活動に関する課題や問題の解決に向けた協議を行っております。

その中では、いろいろなことが話し合われていますが、行政でできることは行政で、民生・児童委員でできることは委員で行うことを再確認すると共に、解決できない課題や法的な問題、こういったものは、継続して協議していくこ

となどを確認しております。

また、町からは、他地区での取組みや事例などを紹介し、参考にさせていただくよう情報提供も行い、地域での民生・児童委員の活動の活性化に向けて話し合っております。

今後も、委員の皆さんと意思疎通を図りながら、課題の解決や支援をしていきたいと考えております。

次に、なり手不足の問題についてであります。

このことについても、南正紀議員への答弁でも申し上げましたが、委員のなり手不足は、本町での高齢化や過疎化などにより、地域の人材難が問題となっています。

国では、民生委員の年齢要件の弾力的運用も認めていますので、年齢要件を多少過ぎても、継続して委員を続けていただきたいと思います。

また、活動については、老人福祉員を設置するなど、労務の軽減や活動補助金の交付を、引き続き行いながら支援していきます。

以上、稲岡議員のご質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 稲岡健太郎君。

稲岡健太郎議員 議長。ありがとうございます。再質問1点ですが、なり手不足の中、先ほど申し上げた通り活動費を増額する自治体もあるということなのですが、地域福祉、奉仕の精神で臨んでもらっている民生児童委員ですが、それでも活動費が少ないという声をやはり児童委員の方からお聞きしております。なり手不足解消に繋がるかはわかりませんが、それでもそういった意見がある以上、そういったことを検討していただきたいなと思いますので、検討していただきたいと思います。

寺井強議長 村井健康福祉課長。

村井直健康福祉課長 稲岡議員の再質問にお答えをいたします。民生児童委員の活動費の補助金についての増額をとということでございますが、われわれ知る範囲での石川県内19市町の各自治体ごとのこの助成金ですが、県費につきましては国からのということで一人当たりの単価が今年増額されまして、従来5万9000円であったものが、さる9月の補正予算の時にもご説明しましたが、6万200円ということで単価アップを図っております。それに加えて町では全体で270万円の継

ぎ足し補助をして委員の活動を支援しておるということです。この継ぎ足し補助につきましては19市町の内、実際に補助をしているのは約6割の自治体でございます。その中でも、番数でいうと、志賀町は2番目に位置するということで、ほかの自治体の単価とかも比べますと、十分かどうかはわかりませんが、県内では2番目という事でありますので、またどうかご理解をいただきたいと思っております。

以上、稲岡議員の再質問に対する答弁とさせていただきます。

寺井強議長 稲岡健太郎君。

稲岡健太郎議員 議長。ありがとうございます。活動は県内で2番目だという事で。ここは県ナンバーワンを目指す町長の方針通り1番を目指してぜひ活動費の増額をお願いをしまして質問を終わりたいと思っております。

寺井強議長 2番 中谷松助君。

中谷松助議員 はい、議長。

日本共産党の中谷松助です。私は第4回定例会に際しまして、7点について質問をさせていただきます。

まず始めに、本町での新型コロナ対策、PCR等検査戦略を聞くについてであります。今、新型コロナウイルスの感染拡大が深刻化しているもと、本町への感染拡大が無いものとは決して言えない状況となっております。

そのような中、本町でも高齢者施設などでは、人手不足の中、クラスター発生防止、重症化しやすい高齢者の感染拡大で通常医療への逼迫にもなる医療崩壊を起こす要因にならないよう、日々緊張感をもって業務に当たっていますが、この間、国は安心できる検査体制を確立していません。

そこで、まずは感染すると重症化しやすいリスクの高い高齢者の施設職員は自分が無症状感染者になって他の人に移さないか不安を抱えていますので、ここに国の施策を待つことなく、町独自でPCR等の検査を国の補助金を活用して行えないのかの検討もしながら、本町での新型コロナ対策での検査戦略を持っていいのではないかと思います。いかがでしょうか。

次に、65歳以上の方へのインフルエンザ予防接種助成制度の拡充をについてであります。本町では予防接種法に基づき65歳以上の希望者に対し、インフルエンザの発病、重症化防止を目的にインフルエンザの予防接種を実施しています。

ただ、この接種には本町の場合 1,300 円の自己負担があります。今次、コロナ禍の中で県内でも無料や 500 円等、助成を拡充して新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行に備え、より積極的な負担感のない接種を促しています。

したがって、本町でもこれを機に 65 歳以上の方へのインフルエンザ予防接種助成を拡充して、町民のより一層の健康保持促進を図ってはいかがでしょうか、お伺いをいたします。

3 点目は志賀小 5 年生、富来中 1 年生に緊急な教員加配でゆとりある教室と学びをについてであります。新型コロナウイルス感染症が拡大する中、国基準の 1 クラス、小学校 1 年生のみ 35 人、あとは小、中とも 40 人の学級編成では教室内での感染症予防のための児童生徒間の十分な身体的距離、いわゆる最近で言うフィジカルディスタンスを確保することが出来ず、教室内での密接、密集が回避できないことが問題になっています。

ただでさえ、ゆとりがないと言われる学びの中で、子ども達は「いつもコロナのことを考え、疲れる」「算数が早すぎてついていけない」「分散登校の時は黒板も見やすく勉強もしやすかった」「せまくてイライラする」。また、先生方は「少人数学級なら子ども達の理解度を一人ひとりのノートを見て回るなどして授業の時間内に確認が出来る」「一日一回ぐらいは子ども達に声を掛けられる」また、「口元が大事な英語の授業では透明なマウスシールドは飛沫がもれるので密な教室では使えない」などと全国的な声がありますが、本町も例外ではないと思います。これらの事柄は、コロナ禍だから仕方がないで、済まされるものではありません。

本町小中学校、特に志賀小学校 5 年生 3 クラス、36 人、39 人、38 人の学年、富来中学校 1 年生のクラス、旧校舎で広い教室がない中での 37 人の学年は、十分な距離を確保することが困難な状況にあります。一刻も早く、この 2 学年に対しては緊急に教員の加配で大切な一日一日の学びを、ゆとりをもって確保出来るよう、ご尽力賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

4 点目は志賀地域の保育園統廃合方針は見直しをについてであります。先の 9 月定例会でのご答弁、今定例会初日での町長あいさつで、志賀地域の保育園統廃合の方針がありました。

今次、コロナ禍で学んだ事は、これからは出来るだけ人が多く集まる一局集中

型ではなく、分散型にする事が大事だという事ではないでしょうか。

今後も新たな感染症等の蔓延が危惧されます。したがって、保育園も分散していれば、いざという時に融通がききます。事故、災害時でも分散していれば、被害も分散されます。よって、これからは、現志賀小学校に見られるような、一局集中型の統廃合は考えものと思います。特に保育園は学校と違いまして保護者の送り迎えが付きものです。やはり近いところでの送迎は地域での子育て支援策でもあります。志賀地域での保育園統廃合方針の再考を求めるものであります。いかがでしょうか。

5点目は志賀町ケーブルテレビ事業展開に係る説明会の設置をについてであります。先の9月定例会で、志賀町ケーブルテレビ事業の大幅な事業展開の提起がありました。

しかし、肝心の使っておられる町民への説明が無い様に思います。

災害時における連絡はちゃんとくるのか、IP電話サービスはどうなるのか、料金はどうなるのか等々、しっかり分かりやすく説明をする必要があると思います。

本事業は当初整備から既に12年が経過しているとの事で、当然新たな更新改革はあり得ると思いますが、大変大きな事業ですので、少なくとも区長会をはじめ高齢者団体、婦人団体等、広く町民にサービスの低下にならないのか等、不安払拭できる丁寧な説明をすべきと思いますが、いかがでしょうか。

6点目は、生神トンネル内の安全確保をについてであります。

以前にも質問をさせていただきました、富来生神地内、国道249号線生神トンネル内中央側壁部には、またしても大きな接触跡があります。おそらく大きな車両での接触と思われます。多くの通行者の声として、やはり、トンネル内中央曲線部あたりの照明があまりにも暗く、カーブの形状が読み取りにくいのではないかの事です。路面の湿り気等で明かりが吸収され、しかも極端に折れ曲がっています。事故が起きてからでは遅すぎます。やはり、基準の照度は確保されているとしても、実際に事故が多発しています。特に昼間は中央曲線部の照明灯の数を増やしてトンネル内の曲線状況が素早く読み取れるようにと、県、国に求めて頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

最後に再生可能エネルギーで志賀原子力発電所の廃炉をについてであります。

今年、9月、日立製作所がイギリスでの原発建設計画からの撤退を正式に決めました。安倍前政権が推進してきた原発輸出戦略による海外の建設事業はこれで全て頓挫しました。このことは原発が危険性からも採算の上でも成り立たないことが明白になった事を示しているのではないのでしょうか。

今、再生可能エネルギーの普及が進み、発電コストが下がる一方、原発のコストは年々上昇しています。原発が経済的にも無謀な事業であることがはっきりしてきているようです。

また、社会の脱炭素化は急務です。だからこそ、地域の理解のもと、持続可能な雇用も生む、安心・安全な再生可能エネルギー開発を次代につないでいく必要があると思います。北陸電力には、原発を一刻も早くやめて、水力発電の増強にみられるように、引き続き、再生可能エネルギー開発に尽力されますよう、求めて頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、7点について質問をさせていただきます。

寺井強議長 小泉町長。

小泉勝町長 中谷議員の志賀地域の保育園統廃合方針の見直しについてのご質問にお答えいたします。

このことについては、9月定例会の南正紀議員の一般質問に対する答弁、また、先日の提案理由説明にも述べさせていただきましたが、将来的には、志賀地域の公立保育園を高浜保育園1園にしたいと考えております。

統廃合を進める理由の一つは、児童数の減少にあります。

志賀地域の公立保育園の入所児童数については、合併時の平成17年度末の442人から、現在は244人まで減少しております。

令和3年度の入所受付では、来年4月には189人と、さらに55人少なくなり、また、すばる幼稚園でも、現在202人の児童が、来年4月には、167人になると聞いております。

本町においては、様々な少子化・人口減少対策、子育て支援策を講じてきたところではありますが、少子化に歯止めがかからず、将来人口の推計を見ましても、さらなる児童数の減少は、避けて通れない状況であります。

また施設の面でも、すべての公立保育園で、経年劣化に伴う施設の老朽化や設備不良など、維持管理費が増加している現状にあります。

さらに、公立保育園の建設・運営に対しては、国の補助金が廃止され、財政支援が受けられなくなった一方で、民間保育園の建設・運営については、国・県の負担金もあり、町の財政負担は、大幅に軽減されるという状況があります。

このことは、保育環境の充実を民間の力を活用して行うという、国の方針によるものであり、町としては、この方針を踏まえ、保育園の統廃合を進めていきたいと考えております。

なお、新型コロナウイルス感染症に関する議員のご指摘につきましては、保育園では、感染リスクを低減するため、3つの密の回避と、手洗いなどの基本的な感染対策を徹底すると共に、感染リスクが高い保育は行わないよう、内容や方法を検討し、今まで以上に工夫や注意をしながら、日々の保育を行っているところであり、引き続き、児童の安全の確保と保育現場における感染リスクの低減に最大限に努めていきます。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

なお、その他のご質問については、教育長及び担当課長からそれぞれ答弁させていただきますので、宜しくお願いいたします。

寺井強議長 間嶋教育長。

間嶋正剛教育長 はい、議長。

中谷議員の志賀小学校5年生、富来中1年生に緊急な教員加配で、ゆとりある教育と学びをについてのご質問にお答えをいたします。

9月の定例会にもお答えいたしました。学校での感染症対策につきまして、国が定めた学校の衛生管理マニュアルでは、本町のように感染者の少ない地域では、児童生徒の間隔は、1メートルを目安に学級内で最大限の間隔を取ることとされております。

また、距離を確保できない場合には、換気を十分に行うことや、マスクを着用するなどを併せて行うことにより、密を避けるよう努めることとされております。

現在、志賀小学校では、密集を避けるため、引き続き、ワークスペースを利用して授業を行っております。

富来中学校では、学級内で最大限の間隔を取り、換気を十分に行い、マスクを着用して授業を行っており、感染症対策につきましては、国の基準に基づいた対応が十分にできていると判断をしております。

次に、教員の加配についてですが、石川県の小学校・中学校の学級編成基準では、原則1学級40人、小学校1年生につきましては35人とされております。

また、石川県の教員配置要綱に基づきまして、県内では、1学級平均35人を超える小学校2年・3年・4年生及び中学校1年生につきましては、教員の加配が講じられています。

この基準に従い、富来中学校1年生につきましては、本年4月から少人数授業担当の教員1名が加配されておりますが、志賀小学校5年生については、加配はありません。

なお、志賀小学校につきましては、専門的な知識や技能が必要となる外国語と理科の授業を充実するための専科教員2名が配置されております。

また、中学校へのスムーズな接続につなげるための教科担任制の教員1名も配置されております。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 今村情報推進課長。

今村浩一情報推進課長 はい、議長。中谷議員の志賀町ケーブルテレビ事業展開に係る説明会の設置についてのご質問にお答え致します。

現在、さらなる情報伝達手段の充実を図るため、整備を行っております情報発信多重化システムについては、先程の南正紀議員のご質問に対する答弁のとおりであり、よりよいシステムへと移行するもので、住民サービスの低下はないものと考えております。

なお、このシステムは、9月議会で予算を議決いただき、現在、令和3年4月から運用に向け、準備を進めているところであり、まだ、町民に説明する状況ではありません。

9月16日の議会全員協議会においてご説明したとおり、今後、システムの整備状況を踏まえ、新システムへの移行に伴う情報伝達手段の方法などについて、区長会や老人会等の各会議の場で説明するほか、ケーブルテレビや広報しか、ホームページ等を活用し、広く広報活動を行うこととしております。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 村井健康福祉課長。

村井直健康福祉課長 はい、議長。

中谷議員のご質問にお答えいたします。

はじめに本町での新型コロナ対策、PCR等検査戦略についてです。

本来、この検査は、症状要件のある方や、感染者の濃厚接触者と認められた方に対し、保健所や医師が必要と判断した場合に、行政検査又は保険適用検査として、自己負担なしで実施されるものであります。

国の通知によれば、感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域での医療従事者や入院患者、高齢者施設等の従事者や入所者全員を対象に、一斉・定期的検査を行政検査として、実施できることになりました。

また、介護施設での従事者や入所者にかかる自発的に行う検査については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の補助対象となり、事業所が県に申請することで、自己負担なく、検査が受けられることになっております。

町が主体となる、いわゆる社会的検査については、1回限りではなく、毎月又は定期的に行わないと意味をなさず、先程、説明のとおり、制度として検査が確立しており、また、現在の本町の感染状況から見ましても、町独自の検査を実施する考えはありません。

次に、65歳以上の方へのインフルエンザ予防接種助成制度の拡充についてであります。

接種費用の助成については、現在、高齢者には1千300円の自己負担、18歳までの子どもには2千円の助成制度があり、今年度は、新型コロナウイルス感染症との同時流行に備え、接種率が昨年度を上回るよう、特に、重症化しやすい高齢者や18歳までの子どもを対象に、10月から広報や防災行政無線、予防接種の通知や助成券などに、早めの接種を推奨する旨を伝えたことから、既に早期から多くの方が接種を受けているため、拡充の考えはありません。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 宮下環境安全課長。

宮下隆環境安全課長 はい、議長。

中谷議員の再生可能エネルギーで志賀原子力発電所の廃炉をについてのご質問にお答えいたします。

志賀原子力発電所2号機につきましては、現在、法律に基づく新規制基準への適合性に関する審査が行われております。

本定例会初日の提案理由説明で町長が述べましたとおり、去る10月2日の原

子力規制委員会の審査会合において、これまでに評価対象として確定している9本の断層に加え、海岸部の1本が追加され、合計10本の断層が評価対象として、妥当であると了承され、今後、これらの断層の活動性についての審査が本格化していくことになると承知をしております。

このように、今後も継続して審査が行われますので、町としては、引き続き、その状況を注視していきたいと考えております。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 吉村まち整備課長。

吉村満まち整備課長 はい、議長。

中谷議員の生神トンネル内の安全確保についてのご質問にお答えいたします。

トンネル内の照明施設については、設計速度や交通量、延長等を加味し、安全性を考慮した基準により、適正に設置されることとなっております。

基本的には、入口照明と基本照明の2種類があり、入口照明は、昼間、運転者がトンネルに入る際に生じる急激な明るさの変化と、トンネルに進入した直後の目の順応の遅れを緩和するため、外に近い所を明るくしています。

また、基本照明は、トンネル中央に行くにしたがって、徐々に灯数を減らし、真ん中あたりでは、運転者の目が暗さに慣れることから、制限速度や換気状態などの条件に合わせて、最小限の照明とする基準となっております。

このことから、基準を超えた過剰な照明灯の点灯又は設備の増設は、かえって事故を誘発する要因になる可能性があります。

今回のご質問に対し、県に確認したところ、「基準に合わせて設置しているが、改めて現場の照度を調査し、必要ならば適切な措置をとる」との回答を得ております。

生神トンネル内の安全対策としては、町からの要望も踏まえ、ここ数年は、センターライン、外側線など、区画線の引き直し、カーブ区間における発光体の設置、視線誘導用の青い反射板、注意喚起用看板の設置などを実施していただいております。

町としては、町内の南北を結ぶ国道249号は、本町の重要な幹線道路であり、今後も県に対し、適正な維持管理、修繕を要望していきたいと考えております。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 中谷松助君。

中谷松助議員 はい。

4点について再質問をさせていただきます。まず、1点目は本町での新型コロナ対策、PCR等検査戦略を聞くについてですが、今はGoto事業よりも安心できる検査・保護・追跡体制を国に強く求めていただきたいと思います。

2点目は志賀小5年生、富来中1年生に緊急な教員加配でゆとりある教室と学びをについてであります。私はこの2つの学年に対しクラスを一つ増やしてほしいという意味であります。その一つの方法としてお聞きしますが、資格のある講師、担任という形を町独自で採れないのでしょうか。財源はコロナ対策の地方創生臨時交付金は使えないのでしょうか。このことをお伺いします。

3点目は志賀地域の保育園統廃合方針は見直しをについてであります。統廃合は本当に地域の衰退を一層進めるものです。町が衰退を推進するのではなく、地域を守り残していく工夫をすべきだと思います。どうか再考を求めるものでございます。

そして4つ目は生神トンネル内の安全確保をについてでございます。これは私の持論ですけれども昼間のトンネル内において中央部で一旦暗くなり、目が対応しようとした瞬間、今度はトンネル出口の灯りが目に入り、いわゆる目くらましを受けて余計周りが見えにくいのではないかと思うのですが、その辺のところの科学的な検証をお願いするものであります。

以上、4点お願いします。

小泉勝町長 議長。

寺井強議長 小泉町長。

小泉勝町長 中谷議員の再質問の保育園の統廃合についてのご質問に答弁させていただきます。

先ほども言いましたけれども、将来人口の推計を見ましても更なる児童数の減少は避けて通れない状況でありますし、施設面においてもすべての公立保育園で経年劣化を伴う施設の老朽化や設備不良など維持管理費が増加しているのが現状であります。そのことを踏まえて志賀地域の保育園の統廃合はしなければいけないと考えております。以上であります。

残りについては担当課長から説明させます。

寺井強議長 間嶋教育長。

間嶋正剛教育長 はい、議長。

中谷議員の再質問にお答えをいたします。

現在の学級編成基準では議員ご質問のとおり志賀小学校の5年生と富来中学校1年生は来年度も学級編成は変わりません。来年度に向けまして町独自の講師というより、少人数授業担当の加配教員の増員を県へ要望したいというふうにして対応して参りたいというふうと考えております。

以上、中谷議員の再質問に対してのお答えといたします。

村井直健康福祉課長 議長。

寺井強議長 村井健康福祉課長。

村井直健康福祉課長 はい。中谷議員の再質問にお答えいたします。

コロナ対策におけるPCR等検査についてこの検査を国に強く求めて頂きたいということがございます。

先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、議員がたいへん心配されておる介護施設あるいは高齢者施設でのこの従事者あるいは入所者にかかるPCR検査というものでございますけれども、この自発的に行う検査については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象、補助対象となります。従いまして、事業所が県に交付申請をすることによって自己負担なく補助金で検査が受けられると、このような体制ができておりますのでご理解をよろしくお願いいたします。

以上、中谷議員に対する再質問の答弁とさせていただきます。

寺井強議長 まち整備課長。

吉村満まち整備課長 はい、議長。

中谷議員の生神トンネルの要望について再質問に対してお答えいたします。

先ほども答弁いたしましたが、県に確認したところ現場の照度を調査し、必要ならば適切な処置をとるという回答をいただいております。中谷議員の要望を含め、改めて要望していきたいと考えております。

以上、中谷議員の再質問に対する答弁といたします。

寺井強議長 中谷松助君。

中谷松助議員 はい。積極的なご答弁もありました。一つだけお願いをして終わりたいと思います。志賀小5年生、富来中1年生に緊急な教員加配でゆとりある教

室と学びをについてであります。これやっぱりとくじょうを県に申しただいて、ほんとにゆとりある教室と学びをお願いしたいと思います。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

寺井強議長 以上をもちまして、質疑及び質問を終結します。

日程第2 町長提出 議案第65号ないし第74号、第78号ないし第83号及び第85号ないし第98号並びに請願第6号及び第7号（委員会付託）

寺井強議長 次に、町長提出 議案第65号ないし第74号、第78号ないし第83号及び第85号ないし第98号並びに請願第6号及び第7号を、お手元に配付の付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

（ 休 会 ）

寺井強議長 次に、休会の件についてお諮りします。

委員会審査等のため、明9日から14日までの6日間は、休会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

寺井強議長 ご異議なしと認めます。

よって、明9日から14日までの6日間は、休会することに決しました。

次回は、12月15日、午後2時から会議を開きます。本日は、これにて散会します。

（午後0時50分 散会）